

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 28 年 6 月 6 日現在

機関番号：32641

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380771

研究課題名(和文) フランス家庭内保育制度の政策論的アプローチ

研究課題名(英文) Study on Policies of Home Child Care System in France : from nannies to certified childminders

研究代表者

宮本 悟 (MIYAMOTO, Satoru)

中央大学・経済学部・教授

研究者番号：70352846

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：フランスの家庭内保育制度は、19世紀に見られたような高い乳児死亡率を是正するべく、乳母・子守・認定保育ママ等の保育労働者に対する監督制度や資格制度を徐々に整備してきた。他方、認定保育ママの呼称を導入した1977年法制定以来、労働者としての認定保育ママを保護・育成する法整備も進められてきたものの、その労働条件にはなお問題視されている面が残る。具体的には、賃金水準の引上げ、長時間労働の是正、有給休暇の円滑な取得、雇用の安定、社会保障の給付改善など、保育環境の充実・安定のためにも、賃金労働の1つとしての認定保育ママの在り方についてさらなる社会的対応が求められている。

研究成果の概要(英文)：As a means to reduce the high infant mortality rates seen in the 19th Century, the home child care system in France has gradually been developed to the point where it now includes systems for supervising and providing qualifications to childcare workers such as nannies, baby-sitters, and certified childminders. However, although legislation was introduced in 1977 to recognise the category 'certified childminder (assistante maternelle agreee)' and further legislation has been created to protect and nurture certified childminders as part of the labour force, there remain many problems regarding their working conditions. Specifically, (1)wage increases, (2)long working hours, (3)ease of obtaining paid leave, (4)stability of employment, and (5)improvement of social security benefits are issues that need to be addressed on a societal level in order to provide a comprehensive, stable childcare environment where certified childminders can exist as a wage-earning member of the labour force.

研究分野：社会政策、社会保障論

キーワード：認定保育ママ フランス 家族給付 少子化 社会保障 福祉労働

#### 1. 研究開始当初の背景

わが国では、合計特殊出生率(一人の女性が生涯に産む児童数)が1989年に急落したいわゆる「1.57ショック」から四半世紀近くが経過した今日でもなお、その打開策の模索は続いている。わが国の合計特殊出生率が2011年現在で1.39にとどまっている一方で、フランスはEU域内最高水準の2.01(国立統計経済研究所INSEE発表の速報値)を記録している。このような状況を踏まえ、出生率の回復に成功したフランスの諸経験を把握・分析し、人口減少や社会保障制度存続等に対する懸念が社会的に取りざたされているわが国への政策上の示唆を得る必要があると考える。

既発表の拙稿では、フランスの家族手当および乳幼児受入れ給付(PAJE; 2004年からフランスで導入されている、妊娠中から主に3歳未満までを対象とする新たな総合的子育て支援給付制度)について政策分析を行った。一連の考察を経て、フランスで最も利用されている保育方法はPAJEの支給対象事業に含まれる認定保育ママ制度(フランスで実施されている主要な乳幼児保育サービスの1つ。認定保育ママは、県の資格認定を受けた上で、基本的に自宅で他人の児童を保育する事業に従事する)であり、集団保育施設の供給不足を補う役割を担っている、という実態を再認識するに至った。

#### 2. 研究の目的

当面の研究目標としては、20世紀初頭に人口減少をとまなう少子化問題を経験し積極的な出生奨励政策に取り組んできたフランスの諸経験を取り上げ、社会・経済的状況の変化に応じて整備されてきた子育て支援制度について歴史的・政策的に把握・分析し、その上で日本への政策上の示唆を得ること、を掲げている。この目標を達成すべく、専門職化が本格的に推進された1970年代を中心に、認定保育ママ制度の政策展開を検討した上で、次第に量的拡大を示していった保育ママの労働実態を把握・分析することを研究目的とした。

#### 3. 研究の方法

本研究では、研究目的を達成するために次の諸項目について分析を進めることとした。

- (1) フランスにおける家庭内保育労働の歴史的展開
- (2) 認定保育ママの労働実態
- (3) 認定保育ママ制度にたいする国民の評価

以上3項目の分析作業を進めるにあたって、本研究で採用した方法は、(1)文献研究、(2)現地での実態調査・研究交流、(3)インターネットを通じた資料収集・研究交流、などであった。

#### 4. 研究成果

今日では認定保育ママがその中核を成しているフランス家庭内保育制度を考察対象とした本研究を通じて、主に下記の諸点が明らかになった。

(1) 19世紀のフランスでは人口減少問題が台頭しつつあり、とりわけ普仏戦争(1870-71年)に敗れた後、人口増加を目指す主張が政治・学術分野で活発に展開されていった。一般に、人口増加を促すためには出生率の引上げとともに死亡率の抑制が望まれるところである。しかし当時、フランスの乳児死亡率(taux de mortalité infantile)は非常に高く、例えば、普仏戦争が終結した1871年には出生1,000に対して228(22.8%)という19世紀中で最も深刻な水準に達しており、生まれた子供の10人に2人余りが1歳の誕生日を迎えられなかった。とりわけ、乳母業界の繁栄がみられたパリを抱えるセーヌ県(la Seine)では、当時、10人に3人もの乳児が生後1年以内に死亡する事態に陥っていた。この状況についてベルジュロン(Bergeron)博士は、1878年にパリ衛生会議(congrès d'hygiène de Paris)へ提出した報告書の中で、次のように訴えている。すなわち、「1年間に首都パリから地方へ送られる乳児(通称 プチ・パリ les petits Paris)は2万人いる。その75%にあたる1万5,000人が満1歳を迎える前に亡くなる。毎年パリで約5万4,000人の子供たちが生まれるが、その半分以上は生まれて1年が経つ前に命を落としている」と述べ、国家レベルでの対応の必要性を主張したのであった。

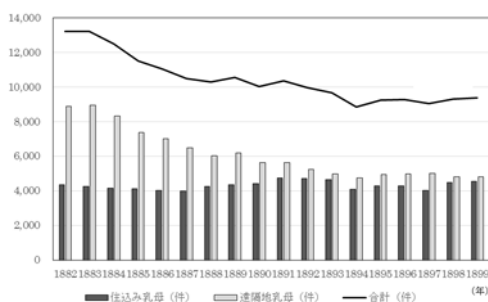
(2) 乳児死亡率を抑制するためには、衛生環境や栄養状態の改善も必要であるが、この時期に重視された方策は、乳母に預けられた子供を国家責任として保護することであった。こうした社会的背景の下、乳児の保護に関する1874年12月23日法(la loi du 23 décembre 1874 relative à la protection des enfants de premier âge) = ルーセル法(la loi Roussel)が制定された。法案を提出した国民議会議員(当時)テオフィル・ルーセル(Theophile Roussel)の名で知られる同法により、2歳未満児の生命と健康を守る目的で、乳母・子守等に対する公的監督制度が導入されたのであった。

ルーセル法では、子供の監督体制は基本的に県知事が確保し、例外的にセーヌ県においては警視總監(préfet de police)がその任にあたるものとされた。全国レベルにおいては、内務省の下に設置された幼児保護高等委員会(Comité supérieur de protection des enfants du premier âge)が3つの役割を担った。すなわち、各県から提出された児童保護に関する資料を取りまとめること、内務省へ児童死亡率や幼児保護の適切な施策に関する報告書を毎年提出すること、児童

保護の分野において褒章に値する格別な献身・貢献を果たした人物を推薦すること、などの役割であった。また、乳母への託児はすべて申告することが義務づけられた。住込み乳母の職を営む者については、従来の法規程どおり、居住する地域の市長が発行する証明書の手続きを求められた。ルーセル法の下で必要とされることとなった証明書は、新たに、「〔乳母の〕末子が生後 7 カ月過ぎである」あるいは 7 カ月未満の場合には「授乳をする他の女性を確保している」という事実をも証明するものであり、乳母自身の子供の生命・健康を守る目的があった。さらに、乳母斡旋所は、ルーセル法施行以降、その開設に事前認可が必要となった。また、すでに取り決められていた帳簿の義務づけが再度法文に規定され、その監督権限は治安判事 (juge de paix) に委ねられたのであった。

(3) 19 世紀末の約 20 年間にパリ市の乳母斡旋所を通して成立した雇用契約の総件数は、図 1 に示されているとおり、減少する傾向にあった。保育形態別にみると、乳母斡旋所を介した住込み乳母の契約は安定的に推移していたものの、パリを離れて田舎に子供を連れていく遠隔地乳母の契約は減少していた実態が確認できる。Fay-Salloy, F. (1980) は、行政機関が乳母斡旋所の台帳から作成した統計の曖昧さを指摘しつつも、「それでも〔乳母斡旋所の〕衰退傾向は明白であった。それは、〔乳母の〕供給減少というよりも需要減少に起因する」と述べ、19 世紀末から 20 世紀初頭にかけて乳母への託児ニーズそのものが減少していった実態を強調している。

図 1 パリ市における斡旋所を介した乳母の契約件数 (1882-1899 年)



(出所) Fay-Salloy, F. (1980), *Les nourrices à Paris au 19<sup>e</sup> siècle*, Paris : Payot, pp.96-98 より作成。

(4) 20 世紀半ば以降、子守の需要は女性の労働力化の影響を強く受けるようになっていく。例えば第二次世界大戦の間、戦争に駆り出される男性労働者に代わって女性労働者が工場労働に従事し産業を支えていたため、子守は、女性労働者が家庭を離れている間の子育てを代わりに担っていた。終戦を迎え男性が戦地から帰国するとベビーブームを迎

えたものの、子守の需要はあまり伸びなかった。その背景には、専業主婦の風潮が戻ってきただけでなく、医学・小児科学がその風潮に拍車を掛けたことがあった。例えば、当時注目されていた精神科医ジョン・ボウルビー (John Bowlby) の教育論によれば、母性的養育の剥奪 (la privation maternelle) が幼児に不安・抑鬱症や社会不適応行動の助長のような精神的問題をもたらす、とされた。こうした風潮の結果、一方で、母親たちは自らの手で育児に励むべく労働市場での活躍を諦めることとなり、他方で、集団的保育施設の整備は後手に回ることとなったのである。こうしてベビーブーム世代の子供たちは、乳母や子守にではなく、自分の母親によって育てられる傾向が強くなったのである。

子守の需要が再び高まっていくのは、もう少し後の 1970 年代になってからのことである。戦後しばらくして女性たちは、夫の承諾なしに就労する権利、私有財産を管理する権利、銀行口座を開設する権利など、新たな諸権利を求めるようになった。実際彼女たちは、1965 年 7 月 13 日法によりこれらの権利を獲得し、自立した労働者としての地位が認められていく。家庭を飛び出し労働市場に参入する母親たちの中では、子育ての一部を、家庭内保育を生業とする女性に委ねるケースも見られるようになった。こうした女性たちは、当初、相対での賃金交渉により他人の子供の世話をしていたのであったが、その後、こうした家庭内保育者 = 子守が社会的に認知され公的な職業資格化が進められていくようになるには、託児所 (haltes) や保育所 (crèches) など集団保育施設の収容力が脆弱だったという背景があった。集団保育施設の未整備を補う一方策として、家庭内保育に携わる労働者の社会的地位を保障する公的な職業資格制度 = 「認定保育ママ assistante maternelle agréée」制度が創設されていくのであった。

(5) 現在、認定保育ママ制度はフランス子育て支援策の柱の 1 つにまで成長したといえるが、その展開過程で大きな転機となったのは 3 つの法律の制定である。1977 年 5 月 17 日法は、従来の乳母・子守のように家庭内で他人の子供の世話をする職業活動について、一定の規制の下、《assistante maternelle》という新たな呼称の認定資格を導入した。1992 年 7 月 12 日法は、保育ママの認定・養成システムの見直しや労働条件の改善を図ることで、前年に給付が始められた雇主たる親にたいする新たな家族給付 = 認定保育ママ雇用家庭補助 (Aide à l'emploi d'une assistante maternelle agréée ; AFEAMA) とともに、社会レベルでの保育体制のさらなる充実に寄与した。2005 年 6 月 27 日法は、認定保育ママの保育技能をさらに向上させるべく保育ママ認定システムの再整備を進めるとともに、認定保育ママの職業的価値を

高めるべくその労働条件の一層の改善を図った。

(6) Bouve, C. et C. Sellenet (2011), によれば、認定保育ママの平均像は、平均年齢 45 歳程度で、3 人以上の子供がいる母親、伝統的な夫婦形態の下で生活をし、中学校卒業に相当する BEPC(中等教育第 1 期課程修了証書)は授与された程度の低学歴、とされる。年齢については、2005 年現在、認定保育ママの平均年齢は 45 歳程度で、民間企業労働者の平均年齢(39 歳)よりも若干高めである。これは、認定保育ママの場合、乳幼児の子育てを終えてから就業する者が多いからと考えられる。また、学歴については、認定保育ママは、2005 年現在、中学校卒業に相当する BEPC(中等教育第 1 期課程修了証書)を授与された者はせいぜい 49%であり、さらに高校を卒業して大学入学資格(baccalauréat)を得ている者は 18%程度である。

(7) 2005 年における認定保育ママの労働状態を考察した Blanpain, N. et M. Momic (2007) によれば、認定保育ママの税込み報酬の中央値は月額 850 ユーロ(約 11 万 2,200 円)であった。地域別の税込み平均報酬は、パリの 1,440 ユーロ(約 19 万 80 円)、パリ近郊に位置するオー＝ド＝セーヌ(Hauts-de-Seine) 県の 1,330 ユーロ(約 17 万 5,560 円)と相対的に高い地域がある一方で、全国の約 1/5 を占める 21 の県では 760 ユーロ(約 10 万 320 円)を下回る低い水準にとどまっている。実際、2005 年に CRÉDOC が 61 名の認定保育ママを対象に実施したインタビュー調査では、殆どの回答者が自分の賃金を不十分と捉えていた。

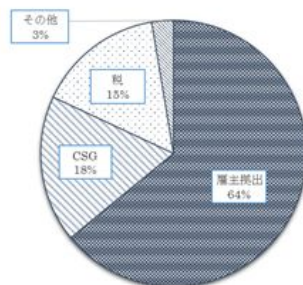
今日の認定保育ママ制度は、先述のとおり、フランスにおける家庭内保育制度の中でも特に高く評価されている。しかしながらいまだに改善を要する点も残されており、例えば、賃金水準引上げの他にも、長時間労働の是正、有給休暇の円滑な取得、雇用の安定、社会保障の給付改善など、労働条件の見直しを望む声もある。保育環境の充実・安定のためにも、賃金労働の 1 つとしての認定保育ママの在り方についてさらなる社会的対応が求められる。

(8) フランスでは家族給付の重層的な給付体系に見合った規模の予算が確保されている、という点も重要である。例えば、2011 年度には、家族手当・家族補足手当・家族支援手当・新学年度手当など「家族のための扶養給付」に約 168 億 3900 万ユーロ(約 2 兆 3574 億 6000 万円)乳幼児迎え入れ給付などの「乳幼児のための給付」に約 124 億 7100 万ユーロ(約 1 兆 7459 億 4000 万円)が充てられた。すなわち、両者を合わせた「家族を直接支える給付」(住宅関連諸手当・年金拠出金免除

などを除く)は、約 293 億 1000 万ユーロ(約 4 兆 1034 億円)に上った。2011 年度の名目 GDP が 2 兆 10 億ユーロ(約 280 兆 1400 億円)だったのを考えると、GDP の約 1.46%を家族給付に費やしたことになる。

これだけの予算規模を支えるために、フランスでは家族給付財源における雇主拠出の位置づけが重視されている、という点にも留意すべきである。例えば、社会保障会計委員会(Commission des comptes de la Sécurité sociale)の報告によれば、図 2 に示されているとおり家族給付財源全体の 64%を雇主拠出が占めている。フランス社会保障の歴史的展開を見ると、家族給付の雇主拠出率はピーク時の 16.75%から現在の 5.25%へと大幅に引き下げられてはいるが、雇主拠出を主な財源に据え家族給付制度を管理・運営していく姿勢そのものはなおも引き継がれている。その背後には、伝統的な家族手当が労働問題との関わりの中で個別賃金に上乘せる形で生成・展開してきたという歴史的経緯が確認できる。

図 2 家族給付部門(一般制度)の財源構成(2011 年)

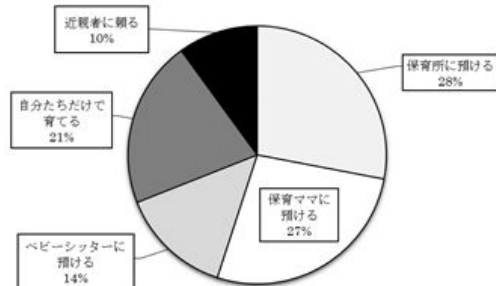


(出所) Commission des comptes de la Sécurité sociale (2014), *Les comptes de la sécurité sociale : Résultats 2013 et prévisions 2014 (juin 2014)*, p.17 (<http://www.securite-sociale.fr/IMG/pdf/rapport-ccss-2014v2-2.pdf>; 2014 年 7 月 27 日閲覧)より作成。

(9) 2009 年、家族問題各省委員会(Délégation interministérielle à la famille)の要請により民間調査会社 Ipsos がフランス国内で実施した意識調査によれば、3 歳未満児を養育中の親が考える理想的な保育方法としては、保育ママ(assistante maternelle)が保育所(crèche)と並んで高く評価されている(図 3 参照)。フランスにおける保育ママの好評ぶりは、意識調査のみならず、社会問題・保健省(Ministère des affaires sociales et de la santé)に属する調査研究政策評価統計局(Direction de la recherche, des études, de l'évaluation et des statistiques; DREES)が 2013 年に行った保育方法に関する実態調査からもうかがいすることができる。すなわち表 1 に示されてい

るように、平日における3歳未満児の保育方法としては、家庭外の保育サービスを一切利用せずもっぱら親のみで保育を行う類型(33%)に次いで、主要な保育方法として認定保育ママを利用しつつ親が補助的な役割を担う類型(18%)が多い、というフランスの子育ての実態が明らかにされているのである。保育ママによる子育て支援サービスについては、われわれ日本人にとっては比較的馴染みが薄いと思われるが、フランスにおけるその評判の高さには注目すべきであろう。

図3 3歳未満児の親が考える理想的な保育方法(2009年; フランス本国)



(出所) Ipsos (2009), 《Les principaux enseignements de l'enquête》, p.1 ([http://www.social-sante.gouv.fr/IMG/doc/Synthese\\_garde\\_d\\_enfants.doc](http://www.social-sante.gouv.fr/IMG/doc/Synthese_garde_d_enfants.doc); 2015年3月27日閲覧) より作成。

表1 平日における3歳未満児の保育方法の組合せ(2013年; フランス本国)

類型	主要な保育方法	補助的な保育方法	3歳未満児全体に占める割合
①	親 (55:00)	—	32%
②	認定保育ママ (37:08)	親 (16:30)	18%
③	保育施設 (38:54)	親 (14:52)	12%
④	親 (34:28)	認定保育ママ (18:56)	9%
⑤	親 (39:54)	保育施設 (14:02)	8%
⑥	親 (44:07)	祖父母などの家族 (9:34)	7%
⑦	親 (37:35)	学校 (15:07)	3%
その他の組合せ			11%

(注) 1:( )内は、月曜から金曜まで8時から19時まで当該保育方法を活用した平均時間の合計を表す。

2: 保育施設とは、各種保育所 crèches および一時託児所 haltes-garderies を指す。

(出所) Villaume, S. et É. Legendre (2014), 《Modes de garde et d'accueil des jeunes enfants en 2013》, DREES, *Études et résultats*, N° 896 (原典は、DREES (2013), *Enquête Modes de garde et d'accueil des jeunes enfants*) より作成。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

宮本悟、「フランスにおける家庭内保育サービスの歴史 19世紀の乳母制度を中心に」、『中央大学『白門』』査読無、第67巻12号、pp.25 - 29、2015年

〔図書〕(計2件)

宮本悟(鷺谷徹(編著))、中央大学出版部、『変化の中の国民生活と社会政策の課題』、2015年(第4章「フランス家族給付の重層的制度体系」担当; pp.83 - 107)

宮本悟(編著)、中央大学出版部、『フランス 経済・社会・文化の実相』、2016年10月刊行決定、印刷中

## 6. 研究組織

(1) 研究代表者

宮本 悟 (MIYAMOTO, Satoru)  
中央大学・経済学部・准教授  
研究者番号: 70352846